

## 【養父市地域ブランド創出事業】

# 養父市地域ブランド推奨品募集要項

## 1 養父市地域ブランド推奨品認定制度とは

県下最高峰の氷ノ山をもつ養父市では、豊かな自然と、氷ノ山の大地がもたらす恵み「水との育み」から生み出される、養父市の優れた商品等をブランド推奨品として認定し、広く全国に発信することにより、地域産業の振興と地域の活性化に資するための制度です。

## 2 申請資格など

### (1) 申請者

原則として、養父市内に住所（事業所にあつては製造場所）を有すること

※他の事業者の産品等を推薦することができます。事業者の意思を確認した上で、審査の対象となります。

### (2) 申請対象品

養父市をイメージできる、直観的につながるキーワード「水との育み（地域ブランドテーマ）」がもたらす、素材、名勝、歴史を活かした「農産物」「加工品」「調理品」等

### (3) 募集期間

随時

※直近の審査会に諮ります。審査会は年1回の開催を予定しておりますが、申込状況等により、複数回の開催も検討します。

### (4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに事務局（養父市産業環境部 商工観光課（〒667-0198 養父市広谷 250-1））までご提出ください。

## 3 対象となる産品及び選考について

### (1) 対象とする産品について

#### (A) 農林水産物

①市内で栽培、飼育又は採取（以下「生産」）されたものであること。

②有機 JAS を取得していること。または、兵庫県認証食品の認証をうけているもの。

③上記②を満たさなくても、エコファーマーの認定を取得した方が栽培した産品であること。

④上記②および③を満たさなくても、商品名や出荷企画などに、市内の産地名などを表現する要素を持っていること。かつ、生産計画および栽培履歴が確認できるもの。

(B) 加工品

- ①原則として、市内の事業所で製造されたものであること。ただし、養父市内の素材を概ね使用する商品であって、市内で販売されることが確実なものは対象とする。
- ②商品名や商品企画、原材料などに、養父を表現する要素を持っていること。
- ③上記②を満たさなくても、養父市民や養父を訪れる観光客からの支持が客観的に高いと認められる商品であること。
- ④上記②及び③を満たさなくても、養父市地域ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするのに相応しいものであること。

(C) 調理品

- ①市内の飲食店で提供している調理品であること。
- ②商品名や商品企画、原材料などに、養父を表現する要素を持っていること。
- ③上記②を満たさなくても、養父市民や養父を訪れる観光客からの支持が客観的に高いと認められる商品であること。

※上記の基準及び5つの基準①養父らしさ、②独自性、③信頼性、④市場性、⑤将来性を考慮し、総合的に判断します。

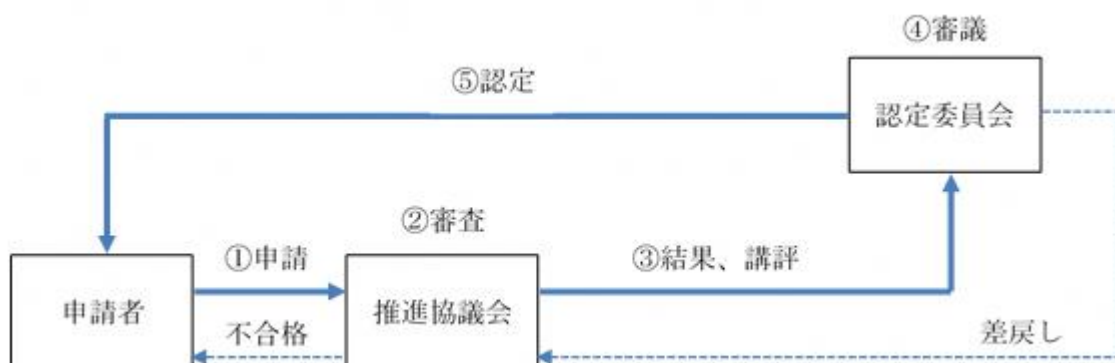
(2) 選考方法

別に定める認定要領及び認定基準に基づき、養父市地域ブランド認定委員会が、必要な審査を行い決定します。

なお、審査にあたっては商品の見本又は現物（持ち込みできない大型なものや保存が利かないものはカタログ又は写真でも可）をご提供ください。

また、必要に応じて、申請者の生産現場等への現地調査を行う場合もあります。

【認定事業スキーム】



(3) 発表

別に開催する養父市ブランド認定委員会の審査後、認定の可否を通知します。

#### 4 認定後の扱い及び特典

- (1) 認定された商品については、認定書及び認定シールを交付するとともに、マスコミ等への公表、市広報紙・ホームページ、認定品パンフレット等への掲載、関係団体の広報活動での取り上げなど、養父市地域ブランド推進協議会が各種媒体や機会を通じて広くPRします。
- (2) 養父市内外におけるイベント等への出展を行います。
- (3) 養父市外での特産物の展示会等で、生産者と消費者を結ぶ機会を提供します。
- (4) その他

#### 5 申請書及び添付書類

(1) 申請書

所定の申請用紙を当ページからダウンロードもしくは事務局及び養父市商工会で入手し、必要事項を記入のうえ、直接、以下事務局に持参するか、郵送してご応募ください

※他の事業者の産品等を推薦することができます。推薦する場合は他薦用応募シートを提出してください。ただし、事業者の意思を確認した上で、審査の対象となります。

(2) 添付書類

- ア 認定申請書
- イ 認定申請調書（申請品の写真）
- ウ 誓約書
- エ 申請品に関する紹介記事（ホームページ・新聞・雑誌・書籍等の写し）

#### 6 申請先・お問い合わせ

〒667-0198 兵庫県養父市広谷 250 番地 1

養父市地域ブランド推進協議会事務局（養父市商工観光課内）

【TEL】 079-664-0289

【FAX】 079-664-2528

【E-mail】 [shoukougankou@city.yabu.lg.jp](mailto:shoukougankou@city.yabu.lg.jp)

## 養父市地域ブランド推奨品認定基準

養父市地域ブランド推奨品の認定は、基本事項に合致した申請商品について、5つの認定基準①養父らしさ、②独自性、③信頼性、④市場性、⑤将来性を総合的に勘案して決めるものとする。

### 1. 基本事項

#### (1) 申請者

原則として、養父市内に住所(事業所にあつては製造場所)を有すること。

ただし、養父市内の素材を全て使用する商品であつて、市内で販売されることが確実なものは対象とする。

#### (2) 申請商品

①農林水産物:原則として市内で栽培、飼育又は採取(以下「生産」)されたものであること。

②加工品:原則として、市内の事業所で製造されたものであり、商品名や商品企画などに、養父を表現する要素を持っていること。ただし、市内で製造加工できない場合は、推進協議会に理由書を提出し承認を受けることとする。

③調理品:市内の飲食店で提供している調理品であること。

### 2. 認定対象

養父市をイメージできる、直観的につながるキーワード「水との育み(地域ブランドテーマ)」がもたらす、素材、名勝、歴史を活かした「産品」「調理品」「製品」等

### 3. 認定基準

#### (1) 養父らしさ【次の事項を2つ以上満たすものであること】

①養父の人と自然の恵みに育まれて生まれたものであるか。(養父の土壌、水、気候条件、原材料等を十分に活用して生産されているか)

②養父ならではの自然、歴史、伝統、文化等に根ざした物語性や話題性を有しているか。

③消費者との交流機会(見学会・説明など)を創出することが可能であるか。

#### (2) 独自性【次の事項を1つ以上満たすものであること】

①養父市以外では生産されていないもの。

②他の地域で生産、製造される類似の商品と比較して、品質、味見、機能や価値等の面で特筆すべ

きものがある。

- ③生産(製造)技術、原材料、利用資材等において、こだわりやポリシーが認められる。
- ④特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権の取得(出願)、又は、他にはないユニークな取り組みがなされている。

(3)信頼性【次の全ての事項を満たすものであること】

- ①生産・製造過程の情報を正しく公開することができる体制が整っていること。
- ②高い品質と安全性を保証し維持・向上するため、生産・製造過程での技術的裏付けや流通過程での信頼性のあるシステム等が整っていること。
- ③関係法令の成分規格および表示基準を遵守している。
- ④「商品規格書」等により商品の安全性、品質保証について明らかにできる。
- ⑤商品の賞味期限(消費期限)設定の根拠が明確である。
- ⑥消費者からの苦情や要望等に対応する取り組みが行われている。

(4)市場性

商品を持続的に提供できる流通・販売体制を整えている、又はその予定があること。ただし、季節限定商品等については、その供給時期において、流通・販売体制を整えている、又はその予定があること。

(5)将来性

商品に対する今後の事業展開に明確なビジョンが示されており、申請者の経験や実績、又は今後の事業展開への意欲等から判断して、将来にわたり安定的・継続的な販売が見込まれ、養父市に対するイメージ向上への貢献が期待できる。

# 養父市地域ブランド推奨品認定申請書

平成 年 月 日

養父市地域ブランド認定委員会委員長 様

申請者 住 所

(法人及び団体は主たる事業所の所在地)

氏 名

印

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

養父市地域ブランド認定要領第4条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類： 養父市地域ブランド認定申請調書

# 養父市地域ブランド推奨品認定申請調書

平成 年 月 日

1 認定申請品名: \_\_\_\_\_

2 申請者の概要

フリガナ	
氏名又は名称	
代表者名	
住 所	
電話番号	

3 申請品の概要

(1) 栽培、飼育、採取、製造の開始時期 明・大・昭・平 年頃から

(2) 販売の推移

年間販売量	現在		今後の見込み (該当欄に○)		
			現状維持	増やしたい	大幅に増やしたい
販売方法	地元直売所	道の駅	一般店頭	JA, JF 卸売業者等出荷	その他
	%	%	%	%	%
販売地域	養父市	%	養父市以外 (県内	%	県外 %)

(注) 年間販売量の単位は適宜記入してください。

(3) 加工品、調理品等の原材料の生産場所

主な原材料名	養父市域内	県内	県外	輸入	計
	%	%	%	%	%

(4) 申請品の栽培、飼育、採取場所、加工品、調理品等の製造場所

( )

#### 4 申請品の特長

次の事項を参考に、申請品の特長的な（誇れる）事項を記入して下さい。

- 命名の由来、栽培・製造における特長的な技術、地域を代表する食となった理由、栽培・製造を通じて地域の自然、歴史、文化を継承する取組状況など
- その他に栽培・飼育・製造技術の優れている点や品質、食味、機能などの面で誇れる事項
- 申請品に対する思いや工夫、事業展開への意欲等

※申請品の写真(全景が見えるもの)を添付願います。



## 養父市地域ブランド推奨品認定申請に係る誓約書

養父市地域ブランド推奨品認定を受けるにあたり、養父市地域ブランド認定要領を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 推奨品の生産、製造又は販売を通じて、積極的に情報発信を行い、養父市のイメージ向上に繋げるよう努めます。
- 2 推奨品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めます。
- 3 推奨品の品質、流通、販売等において事故・苦情等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

平成 年 月 日

養父市地域ブランド認定委員会委員長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

(様式第2号)

養父市地域ブランド認定申請調書（記載例）

平成 年 月 日

1 認定申請品名：朝倉山椒まんじゅう

2 申請者の概要

フリガナ	
氏名又は名称	株式会社 やぶスイーツ
代表者名	代表取締役 やぶ 一郎
住 所	養父市やぶ
電話番号	●●●●-●●●●-●●●●

3 申請品の概要

(1) 栽培、飼育、採取、製造の開始時期 明・大・昭・平 10 年頃から

(2) 販売の推移

年間販売量	現在		今後の見込み（該当欄に○）		
	500個		現状維持	増やしたい	<u>大幅に増やしたい</u>
販売方法	地元直売所	道の駅	一般店頭	JA, JF 卸売業者等出荷	その他
	30%	20%	20%	%	30%
販売地域	兵庫県 50% 兵庫県以外（近畿内 30% 近畿以外 20%）				

(注) 年間販売量の単位は適宜記入してください。

(3) 加工品、調理品等の原材料の生産場所

主な原材料名	養父市域内	県内	県外	輸入	計
山椒	100%	0%	0%	%	100%
砂糖	0%	50%	50%		100%
小豆	0%	50%	50%		100%

(4) 申請品の栽培、飼育、採取場所、加工品、調理品等の製造場所

( 養父市やぶ○○○番地○ )

#### 4 申請品の特長

次の事項を参考に、申請品の特長的な（誇れる）事項を記入して下さい。

- 命名の由来、栽培・製造における特長的な技術、地域を代表する食となった理由、栽培・製造を通じて地域の自然、歴史、文化を継承する取組状況など
- その他に栽培・飼育・製造技術の優れている点や品質、食味、機能などの面で誇れる事項
- 申請品に対する思いや工夫、事業展開への意欲等

##### 1. 物語性

養父の大地で生産された朝倉山椒は、朝倉山椒発祥の地であり、県下最高峰の氷ノ山のふもとで比較的冷涼な気候で栽培され、昼夜の大きな温度差により独特の風味となっている。

山椒は比較的簡単に生産できるが、市内には山椒を使った商品がなかったため、独自でアレンジし商品化した。

山椒を利用することにより、原料確保のための生産の推進が図られことが期待できる。また、地元産の原料を使用することにより、他にはない当市独特の産品としてのブランド化が図られる。

##### 2. 独自性

山椒は、低カロリーの食材で食物繊維も多く含んでおり、近年、問題とされている大腸ガンの予防の効果になっている。さらに、ビタミンB群が豊富に含まれていることから、体の疲れをとる効果も期待できる食材である。

当社においては、山椒を加工することにより、誰でも手軽に食することができる食品として加工出来ないか、以前より検討を重ねてきた。

現在、市場において類似の商品は販売されているが、朝倉山椒発祥の地で生産された山椒のまんじゅうは、健康志向の昨今、購買が見込めると考える。

##### 3. 信頼性

まんじゅうの商品化に当たっては、原料である朝倉山椒の安定的確保が重要であり、地元産の山椒を原料に使用することにより、山椒生産者の顔が見え、食の安全、安心志向に対するニーズに対応できる。

さらに、食の安心安全を図るため、商品に使用した材料や添加物の使用量などを記載した商品企画を整備している。

クレームが発生した場合について、迅速に対応できるように努めている。

##### 4. 市場性

原料の加工から商品化まで、自社内ですべての処理が可能であり、生産体制の充実により、より完成度の高い商品が生産される。

今後、市場調査等により消費者ニーズにあった商品をさらに検討し、販路拡大を図り、量販店との取引等による全国展開を目指す。

##### 5. 将来性

当面、流通経路の確保が不安定なことにより、自社の直営店において販売することとし、年間1,000個を販売目標とする。当面は、地域の特産品として、お土産的な位置づけとして販売するが、将来的には年輩者がお茶の友として食されるよう販路の拡大を図っていきたい。

※申請品の写真(全景が見えるもの)を添付願います。